

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成23年
8月9日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 解除予定保安林(美祢市) (森林整備課)……………三
 - 保安林予定森林(周南市) (森林整備課)……………三
 - 阿知須都市計画公園の変更(都市計画課)……………四
- 公告
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)……………四
 - 平成二十三年度採石業務管理者試験の実施(新産業振興課)……………七
 - 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課)……………七
 - 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定(障害者支援課)……………九
- 選管告示
 - 政治団体の名称等……………九
 - 政治団体の異動事項……………九
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………〇
 - 資金管理団体の異動事項……………〇



山口県告示第三百十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年八月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 防府市
住 所 防府市寿町七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 防府市クリーンセンター
所在地 防府市大字新田三六四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
七一の三	一五〇	平成三、九、一	平成三、三、三二	平成二、六、四、一
備考	「七一の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の三の一般廃棄物処理施設である焼却施設をいう。			

間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 防府市
住 所 防府市寿町七番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 防府市クリーンセンター
所在地 防府市大字新田三六四番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (t/時)	工 事 着 手 年 月 日 定	工 事 完 成 年 月 日 定	使 用 開 始 年 月 日 定
七一の三	一五〇	平成三、九、一	平成三、三、三二	平成二、六、四、一
備考	「七一の三」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の三の一般廃棄物処理施設である焼却施設をいう。			

間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

排水口	排出水の汚染状態の値	
	通常	最大
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	最大
	七	一〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	通常	最大
	二五	三九
浮遊物質 (mg/l)	通常	最大
	一〇	一五四
大腸菌群数 (個/cm)	通常	最大
	三〇	三〇〇〇
窒素 (mg/l)	通常	最大
	七〇	二四〇
リン (mg/l)	通常	最大
	一〇	三三
排水の一日当たりの量 (m³)	通常	最大
	三二・八	三三・一

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

排水処理施設	汚水等の汚染状態の値	
	処理前	処理後
種 類	処理前	処理後
	七	一〇
種 類	処理前	処理後
	九・五	二・四
種 類	処理前	処理後
	七・九〇〇	七・九〇〇
種 類	処理前	処理後
	二・〇〇〇	二・〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	二、二八〇	二、二八〇
種 類	処理前	処理後
	一・三三三	一・三三三
種 類	処理前	処理後
	三二・八	三三・一
種 類	処理前	処理後
	三三・一	三三・一

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

排水処理施設	汚水等の汚染状態の値	
	処理前	処理後
種 類	処理前	処理後
	七	一〇
種 類	処理前	処理後
	九・五	二・四
種 類	処理前	処理後
	七・九〇〇	七・九〇〇
種 類	処理前	処理後
	二・〇〇〇	二・〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	二、二八〇	二、二八〇
種 類	処理前	処理後
	一・三三三	一・三三三
種 類	処理前	処理後
	三二・八	三三・一
種 類	処理前	処理後
	三三・一	三三・一

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚水等の汚染状態の値	
	通常	最大
種 類	処理前	処理後
	七	一〇
種 類	処理前	処理後
	九・五	二・四
種 類	処理前	処理後
	七・九〇〇	七・九〇〇
種 類	処理前	処理後
	二・〇〇〇	二・〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	三〇、〇〇〇	三、〇〇〇
種 類	処理前	処理後
	二、二八〇	二、二八〇
種 類	処理前	処理後
	一・三三三	一・三三三
種 類	処理前	処理後
	三二・八	三三・一
種 類	処理前	処理後
	三三・一	三三・一

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

No. 1	排 水 口	七	八・五・八	二五	三〇	一〇	七〇	一、〇〇〇	一〇	一〇	一	一	一、二二八・五	一、二二八・五
-------	-------	---	-------	----	----	----	----	-------	----	----	---	---	---------	---------

山口県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 解除予定保安林の所在場所

美祢市東厚保町川東字岸高四二五の二、字長谷一九〇二の二一、一九〇二の二四から一九〇二の二六まで、字長谷坂一九〇二の二七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

山口県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字高瀬字一野とる九六四から九六六まで、一二八七から一二九一まで、字一ノト口九六四の二、九六四の二、九六五の二、九六五の二、字二ノとる九六七から九六九まで、字二ノト口九六七の二、九六七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字三ノとる九七〇、九七五、九七六、字三ノト口九七二の二から九七二の四まで（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字四ノとる九七七、字四ノト口九七七の二（次の図に示す部分に限る。）、字四野とる一二六六、一二六七、字三野とる一二七五から一二七八まで、字二野とる一二七九から一二八五まで、一二八六（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市「いのちむむ里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

周南市大字鹿野中字面ヶ谷三四六、三五一、三五二、六二四の二、六二五の二、六二六の二、大字大向字大杉谷四一七の二、四一九から四三二まで、四七一、四七五、四八〇の二、四八一、四八二の二、四八三から四八六まで、四八七の二、四八八の二、四九〇、四九二の二、字中尾四七二、字柳ヶ浴四九三、四九五、四九六、四九八の二、四九八の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南

市「いのち育む里づくり」部農林課に備え置いて縦覧に供する。()

山口県告示第百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、阿知須都市計画公園を次のとおり変更した。

その関係図書は、山口県土木建築部都市計画課及び山口市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市計画の種類及び名称
阿知須都市計画公園九・六・一山口きらら博記念公園
- 二 変更の内容
名称及び区域の変更



(二五四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年八月九日から同年十二月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 所 代表者の氏名 村井 正平
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社スミヤ	有限会社スミヤ	有限会社朝日化学	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社スミヤ	有限会社スミヤ	有限会社朝日化学	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社スミヤ	有限会社スミヤ	美祿市秋芳町秋吉五〇六〇の二 志賀 博彦	変更前	変更後

四 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日

平成二十一年三月一日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン防府店
所在地 防府市中央町一番三号
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住
イオンリテール株式会社 千葉市美浜区中瀬一丁目五番一号 所 代表者の氏名 村井 正平
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	変更	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社松原商事	有限会社松原商事	有限会社ソリッド	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社松原商事	有限会社松原商事	有限会社ソリッド	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社ソリッド	有限会社ソリッド	平野 一貴	変更前	変更後

四 届出年月日

五 平成二十三年七月二十五日
 変更年月日
 平成二十一年三月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社済生堂薬局	野口 晴雄	野口 朝絵

四 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日
 平成二十一年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社柴崎大福堂	株式会社柴崎大福堂	—

届出者の氏名又は名称

株式会社さくらい

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

—

株式会社さくらい
 防府市戎町一丁目三番六号
 櫻井 宏明

四 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日
 平成二十一年十月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬二丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ツインマーボ	株式会社ツインマーボ	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社アニメイト	—	株式会社アニメイト
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	—	高橋 豊

四 届出年月日

平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日
 平成二十一年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	吉村 正秀	変 更 後	吉村 正秀
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	吉村 正秀	変 更 前	吉村 正秀	変 更 後	吉村 正秀
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社瓦工事ミヤケ	変 更 前	有限会社瓦工事ミヤケ	変 更 後	有限会社瓦工事ミヤケ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三宅 黎志郎	変 更 前	〃	変 更 後	〃

四 届出年月日
 平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日
 平成二十二年三月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社パレモ	変 更 後	株式会社パレモ
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パレモ	変 更 前	株式会社パレモ	変 更 後	株式会社パレモ

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社マイカル	変 更 後	株式会社マイカル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マイカル	変 更 前	株式会社マイカル	変 更 後	株式会社マイカル
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府ショッピングセンター	変 更 前	防府ショッピングセンター	変 更 後	防府ショッピングセンター
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村井 正平	変 更 前	〃	変 更 後	〃

四 届出年月日
 平成二十三年七月二十五日

五 変更年月日
 平成二十二年六月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 イオン防府店
 所在地 防府市中央町一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名
 イオンリテール株式会社 千葉県美浜区中瀬一丁目五番一号 村井 正平

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	株式会社マイカル	変 更 後	株式会社マイカル
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社マイカル	変 更 前	株式会社マイカル	変 更 後	株式会社マイカル
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	防府ショッピングセンター	変 更 前	防府ショッピングセンター	変 更 後	防府ショッピングセンター
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	変 更 前	〃	変 更 後	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	村井 正平	変 更 前	〃	変 更 後	〃

(二五五) 平成二十三年度採石業務管理者試験の実施

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施します。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

- 一 試験の日時
平成二十三年十月十四日(金曜日)午前十時から正午まで
- 二 試験の場所
山口市滝町一番一号 山口県庁共用第二会議室及び共用第三会議室
- 三 受験資格
年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。
- 四 試験の科目
(一) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む)。
(二) 岩石の採取に関する技術的な事項
- 五 受験願書の受付期間
平成二十三年九月十四日(水曜日)から同年十月五日(水曜日)まで(郵送の場合、十月五日までの消印のあるものは、有効とする。)
- 六 受験願書等の提出先
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一) 山口県商工労働部新産業振興課
- 七 提出書類
(一) 受験願書
(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)
- 八 受験手数料
八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。
- 九 合格者の発表等
(一) 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部新産業振興課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出る。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部新産業振興課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十センチメートル以上、横二十二センチメートル以上のもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円
四部以上六部以下	二百円
七部以上十一部以下	二百四十円
十二部以上二十三部以下	三百九十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部新産業振興課(電話〇八三一九三三―三三二五五)にすること。

(二五六) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービス事業を行う事業所	障害福祉サービスの種類	指定年月日
ケアフォレス社	下関市後田町五丁目一五番五号	ヘルプサービス	平成二三年八月九日
ミズキホーム	下関市長崎町一丁目三番一六号	居宅介護	平成二三年八月九日

有限会社小川	"	"	"	"	"	"	"	"	"
堀二二三の四	"	"	"	"	"	"	"	"	"
大内御	"	"	"	"	"	"	"	"	"
みんなの森	"	"	"	"	"	"	"	"	"
下小鯖	"	"	"	"	"	"	"	"	"
かなでる	"	"	"	"	"	"	"	"	"
岩国市元町四丁目六番一五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"
共同生活援助	"	"	"	"	"	"	"	"	"
岩国市横山一丁目二番五号	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(二五七) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害者支援施設の指定をしました。

平成二十三年八月九日

山口県知事 二井 関 成

名 称	指 定 障 害 者 支 援 施 設 所 在 地	指 定 年 月 日
ふしの学園宮野の里	山口市宮野上三三四六	平成二三、四、一
ふしの学園第2宮野の里	" 三三五八	"
るりがくえん	" 鑄銭司八二の一	"
障害者支援施設山口秋穂園	" 秋穂二島四三四の一	"
華南園	防府市大字浜方二〇五	"
障害者支援施設ひかり苑	光市岩狩三丁目一番二号	"
柳井ひまわり園	柳井市伊保庄四四七二	"
たちばな園	大島郡周防大島町大字油良一〇二〇	"
障害者支援施設城南学園更生部	熊毛郡田布施町大字川西一一四四	"
障害者支援施設城南学園第二更生部	" 一一六七	"



山口県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年八月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年/月/日)
河藤泰明後援会	河本 勝文	山谷 良数	熊毛郡上関町大字室津6100の4		平成23、7、21
柏原重海後援会	河藤 泰明	河藤裕見子	平生町大字平生村/530の13		" 5

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年八月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考(届出年月日)
		新	旧	
自由民主党玖珂支部	代表者	上本 一人	小林 増次	平成23、6
自由民主党山口県看護連盟支部	事務所	岩国市玖珂町7830の1	岩国市玖珂町/551の2	" 7、6
自由民主党玖珂支部	代表者	小野本ヒロコ	田中 久代	" 7、1
自由民主党山口県看護連盟支部	会計責任者	下関市豊北町大字庵部8643の3	美祿市美東町真名7720の7	" 28
維新政党・新風山口県本部	事務所			" 28

木村健一財後援会	〃	周南市周陽 / 丁目 / 4番 8号	周南市岐南町 8番37号	〃	〃	〃	〃	〃	〃
公志会	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
幸福実現党山口後援会	代表者である公職に係る補職の種類	国会議員関係の区分	国会議員関係の政治団体	政治資金規正法第7号の国会議員関係の政治団体	〃	〃	〃	〃	7
原田しげる後援会	代表者	藤井 義男	徳部 英幸	美祿郡美東町大字綾木2085の1	〃	〃	〃	〃	4
山口県司法書士政治連盟	名称	山口県司法書士政治連盟	日本司法書士会連盟山口県支部	〃	〃	〃	〃	〃	1
山口県病院連盟	代表者	木下 毅	貞國 耀	〃	〃	〃	〃	〃	5
山下憲章後援会	会計責任者	神徳 真也	三浦 修	宇部市上町 2丁目 3番 / 号	〃	〃	〃	〃	28

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十三年八月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県下関市第一支部	石崎 幸亮	山口 拓志	下関市彦島福浦町 2丁目 23番 / 1号	平成23、5、10

石崎よしすけ後援会	岡本 博之	〃	〃	〃	〃
中核都市建設推進議員連盟	日本 俊昭	多田桂次郎	山口市小郡下郷 / 214の 1	〃	〃
				〃	6、30

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十三年八月九日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出事項の異動の事由を名した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異 動 内 容		備 考 (届出年月日)
				新	旧	
木村健一郎	周南市長	公志会	事務所	周南市周陽 / 丁目 / 4番 8号	周南市岐南町 8番37号	平成23、7、22